

平成24年度 東北地方整備局コンプライアンス推進計画

1. 不正が発生しにくい入札契約手続きへの見直し

(1) 入札書と技術提案書の同時提出

……【新規・平成24年度内に一部工事において試行】

入札書と技術提案書を同時に提出させることで、技術評価点の漏洩の防止を図る。

(2) 予定価格作成時期の後倒し

……【新規・平成24年度内に一部工事において試行】

予定価格の作成を入札書提出後にすることで、予定価格の漏洩の防止を図る。

(3) 総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保

…… 継続

積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することにより、両方の情報を知る機会とその情報を知る者の数を限定し、これら情報の漏洩の防止を引き続き実施する。

(4) 技術提案書における業者名のマスキングの徹底

…… 継続

各種資料における業者名のマスキングを徹底することにより、入札参加業者名を知る者の数を限定し、情報の漏洩の防止を引き続き実施する。

技術提案書における業者名のマスキングを徹底することにより、特定の業者に対する不公正な評価の防止を引き続き実施する。

2. 職員へのコンプライアンス意識の徹底

(1) 所内会議等による関係法令及び発注者綱紀保持規程等の周知徹底 …… 継続

「綱紀粛正対策委員会」等の所属所内会議において、官製談合防止法等の関係法令及び発注者綱紀保持規程等について、引き続き職員周知を図る。

なお、併せて、違反行為に対する懲戒処分、損害賠償請求及び刑罰等についても引き続き周知を図る。

(2) コンプライアンス・ミーティングの実施 …… 継続

日常の業務におけるコンプライアンスについて、職員相互間で意見交換を行うことにより理解を促進するため、コンプライアンス・ミーティングを引き続き実施する。

(3) eラーニングの受講 …… 継続

コンプライアンスeラーニングについて、現在構築されているコンテンツ（服務、倫理、官製談合防止）の受講率100%を目指すとともに、新たに作成した公

務員倫理（一般職員用及び幹部職員用）のコンテンツの受講指導を引き続き実施する。

- (4) セルフチェックシートの作成・活用 ……【新規・平成25年1月～】
発注者綱紀保持規程等に関する基本的な事項について、20問程度の設問と解説を加えた「セルフチェックシート」を作成し、所属所内会議等での活用を図る。
- (5) 幹部職員会議における周知徹底 …… 継続
事務所の幹部職員（事務所長、副所長等）を対象とした会議において、外部講師によるコンプライアンスに係る講話を引き続き実施し、意識の涵養を図る。
また、新任の副所長を対象とした新任副所長連絡会議（コンプライアンス講習）についても引き続き実施する。

3. 事業者等との適切な対応

- (1) 事業者等への発注者綱紀保持規程等の周知 …… 継続
東北地方整備局発注者綱紀保持規程等関係法令等について、次のような取組により事業者及び来庁者等へ引き続き周知徹底する。
- ① ホームページに有資格業者を対象とした発注者綱紀保持に関する取組への協力依頼の掲載。
 - ② 一般競争（指名競争）参加資格認定通知書に発注者綱紀保持に関する取組への協力依頼を同封。
 - ③ 庁舎及び執務室入口等に入室に当たっての協力依頼を掲示。
- (2) 事業者等との応接方法の徹底 …… 継続
事業者等との応接に当たっては、次のとおり行うことを引き続き徹底する。
- ① 公正かつ適正に行い、一部の事業者等を有利となるよう又は不利となるようにしてはならない。
 - ② 国民の疑惑や不信を招かないよう行い、必要最小限の対応にとどめる。
この場合においては、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応する。

4. 技術審査資料等の管理の徹底

- (1) 回収及び処分等のルール of 徹底 …… 継続
技術審査会、入札・契約手続運営委員会及び建設コンサルタント選定委員会等で使用する技術審査資料については、回収及び処分等のルールを引き続き徹底する。
また、ミスプリントや検討段階の資料等作成途中で不要となった資料についても、シュレッダーによる裁断等確実な処分を引き続き徹底する。
- (2) 厳重な保管 …… 継続
資料作成の基礎となるデータの保管については、データの種類（紙、電子データ）を問わず、技術審査担当以外が閲覧したり、加工したりできないような場所に引き

続き厳重に保管する。

5. 発注者綱紀保持規程に抵触する行為及び不当な働きかけに対する対応

(1) 発注者綱紀保持規程に抵触する行為等への対応 …… 継続

発注者綱紀保持規程に基づく職員の責務、秘密の保持、事業者等との応接方法等に抵触する行為があった場合の対応（報告制度及びその窓口等）について、引き続き職員への周知徹底を図る。

(2) 不当な働きかけに対する対応 …… 継続

事業者等又は東北地方整備局以外の職員等から、不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときの対応（その者への対応、報告制度及びその窓口等）について、引き続き職員への周知徹底を図る。

6. 入札結果の継続的監視

(1) 談合疑義案件の確認 …… 継続

談合疑義事実の選定に関する基準に該当する入札案件については公正入札調査委員会へ報告を行うなど、入札結果について引き続き監視する。

7. コンプライアンス推進計画のフォローアップ

(1) 実施状況の報告 …… 【新規・平成25年5月末まで】

「平成24年度東北地方整備局コンプライアンス推進計画」をフォローアップするため、部長、事務所長及び管理所長は、実施状況を平成25年5月末までにコンプライアンス推進本部長に報告する。

(2) 実施状況の評価及び公表 …… 【新規・平成25年7月末まで】

コンプライアンス推進本部長は、実施状況の報告に基づき評価を実施し、その結果を平成25年7月末までに「コンプライアンス報告書」としてとりまとめ公表する。